

芦屋市立学校保護者の皆様へ

芦屋市教育委員会

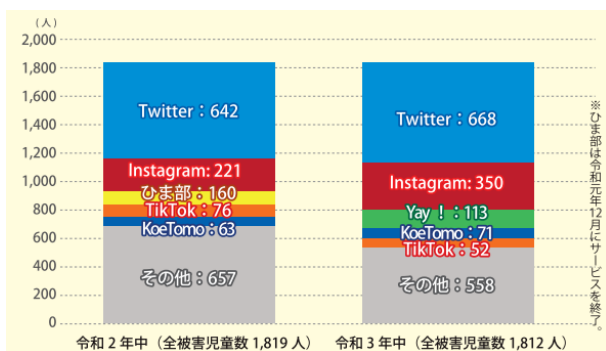
春季休業中のインターネット等の適切な利用について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市教育にご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

春季休業を迎えるにあたり、お子様がインターネット等に関するトラブルに遭わないために、各ご家庭において、再度話し合う機会を持っていただければ幸いです。

Ⅰ SNS 等による被害について

インターネットサービスのうち、特に SNS に関わる事件に遭う子どもが依然として多く、報告されているだけでも毎年 2,000 人弱の子どもたちが被害に遭っています。



子どもたちが事件に巻き込まれないように、どんな使い方をしているのかを大人がしっかりと把握する必要があります。普段からお子様と話し合う習慣をつくるのが大切です。

出典：警察庁啓発ポスター

2 お子さんが被害にあわないために

(1) フィルタリングを大人の責任で必ず設定すること。

被害児童生徒の約9割が、被害時にフィルタリングを利用していませんでした。フィルタリングには、子どもの年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリケーションの利用を個別に許可または制限したりすることができる機能もあります。また、携帯電話・スマートフォンだけではなく、タブレット端末や携帯ゲーム機等の子どもが利用する機器に応じた適切な管理が重要です。

お子様に携帯電話機・スマートフォンなどを所持させる場合は、犯罪から守るためにも、保護者の皆様が積極的にフィルタリングの設定をして下さい。

(2) SNS の利用について

以下は、保護者の方とお子様で話し合う際に、確認して頂きたいことです。

大人は「当たり前」と思っている、子どもたちは、実際はその危険性を分かっていないことが多くあります。今一度、お子様とご確認下さい。



出典：警察庁啓発ポスター「守りたい大切な自分・大切な誰か」

他にも、

- ① ID やパスワードは、他人に教えない。(保護者が知っておくことが必要な場合もあります)
- ② インターネットやスマートフォンを利用する場所や時間を話し合っておくこと。
- ③ ルールは毎年見直すこと、お子様と保護者が一緒に考えること。



なども大切です。

3 お子さんが加害者にならないために

インターネット・SNSを利用している中で、安易な気持ちで利用し、加害者となってしまうことがあります。他人の権利を守ることあわせて話し合うことが必要です。

CASE1 ネットの中傷で逮捕

少年(18歳)は、1年以上にわたりSNSに男子高校生(18歳)を中傷する書き込みをし、これに悩んだ男子高校生が自殺し、少年は逮捕された。

STOP! たかがネットの書き込みと思っても、中傷される側の被害者にとっては、自ら命を絶ってしまうような重大な事態に陥ることになります。

刑法:名誉毀損
(3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金)

CASE2 軽い気持ちでやっていた

男子高校生(16歳)は、国際的ハッカー集団に憧れてSNSサイト等を模したフィッシングサイトをインターネット上に公開し、当該サイトを閲覧した者のIDやパスワードを不正に取得し、逮捕された。

STOP! 他人のIDやパスワードを不正に取得する目的でフィッシングサイトを公開することは違法です。

不正アクセス禁止法違反
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

出典:警察庁啓発ポスター「知ってますか ネットにまつわる犯罪」

4 もし、トラブルに巻き込まれてしまったら

インターネット・SNSのトラブルについては、予防が最善ですが、「万が一」を子どもたちに教えておく必要があります。子どもは、「怒られるんじゃないか」「時間が解決してくれるんじゃないか」と、被害を打ち明けることが難しい場合もあります。一番近くにいる保護者の皆様が、お子様と日頃からコミュニケーションをとり、お子様の異変やSOSにいち早く気がつくことが大切です。

○まず、「話をしてくれてありがとう」と伝えてください。

そして、怒ったり否定したりせず、お子様の心に寄り添いながら最後まで話を聞いてあげてください。

○被害を受けた場合は、すぐに警察などの相談機関に連絡してください。

【相談窓口】

○兵庫県警察サイバー犯罪対策課 ☎(078)341-7441

○ひょうご性犯罪被害ケアセンター「よりそい」☎(078)-367-7874

○兵庫県警察性犯罪被害110番 ☎(0120)-57-8103

○兵庫県警察芦屋警察署 ☎(0797)23-0110